

全国

保健所長会

だより

はじめに

令和2年1月に中国湖北省武漢で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の患者が報告されて以来、COVID-19は瞬く間に世界中に広がり、7月29日現在、日本での感染者数および死亡者数はおのおの累積で3万1901人および1001人となっています。また、全世界では感染者数および死亡者数はおのおの累積で1655万8289人および65万6093人となっています。

東京都では本稿を執筆している7月28日現在、SARS-CoV-2陽性者が連日のように2000人を超え、全国の他地域での陽性者数も増加傾向にあるなど、感染者数が日本全体でも再び増加傾向にあります。それに伴い医療機関や福祉

新型コロナウイルス感染症対策に係る 保健所行政施策及び 予算に関する要望書

全国保健所長会渉外担当常務理事／福島県いわき市保健所長 新家利一

施設等を含むさまざまな場でクラスターが発生しており、感染拡大防止のための取り組みが求められています。

感染拡大防止対策を充実させる一方で、社会経済活動も行っていくことが求められており、日本も世界もCOVID-19拡大防止と社会経済対策の両立という課題に直面しています。

全国保健所長会では、例年6月に国に対し「保健所行政の施策及び予算に関する要望書」（以下、「要望書」という）を提出しています。が、今年度につきましては現在COVID-19への対応が保健所の直面している最大の課題であり、まず保健所がCOVID-19の対応に際し、抱えている課題解決のための要望を行うこととしました。

今回、国への要望書を取りまと

めるに当たって全国の保健所からいただいた要望は多岐にわたりました。最終的に、要望を1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の強化 2. 新型コロナウイルス感染症対策実施に係る保健所業務への配慮と支援 3. 関係機関等との迅速な情報共有と保健所事務の円滑な遂行のためのIT化の推進に大別し、要望書を取りまとめています（34頁・表）。

踏まえて検体検査の拡充が求められています。また、抗体検査を実施している医療機関等もあり、この検査を巡ってはさまざまな課題があります。

現在PCR検査については、行政検査または保険診療による検査（臨床検査）として実施されていますが、後者に関しては行政検査の委託として扱われており、おのの検査の適応区分が明確でなく、保健所と医療機関の双方で混乱が生じています。また、行政検査と臨床検査の違いが明確となっていないことも混乱につながっていると思われる。

要望とその内容の概略

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の強化

COVID-19については現在PCR検査や抗原検査等が実施されていますが、第1波の経験も

そこで、行政検査と保険診療による検査の適応区分について明示していただくとともに、医療機関内で院内感染対策の一環として無症状者に対しスクリーニング的に実施する検査については行政検査

ではない（行政検査の委託ではない）カテゴリーとして整理していただき、必ず検査対象者数や検査結果等について医療機関が保健所に報告するような体制としていた

だくことをお願いしています。感染者の早期発見のために、COVID-19の疑い患者はもとより、濃厚接触者に対する検査、そして特定の業種等に対する検査など、検査対象者が拡大してきており、また感染の第2波以降に備えるためにもPCR検査を十分に実施できる体制の確保が必要で

す。このために各都道府県の衛生研究所や保健所設置市および民間検査機関等における検査体制の充実への支援、ならびに検査機器の整備や試薬の生産・供給が円滑に進むよう、国の責任において体制整備を進めるとともに、地方への財政支援の拡充を講じていただくことをお願いしています。

抗体検査については、現在臨床現場等で実施するに当たってのガイドラインがなく、実施時期また結果の解釈に関して統一した対応がなされていません。またSARS-CoV-2に対する抗体が2週間程度しないと上昇しないことや、

抗体価が早期に減衰してしまう場合があることなどが報告されており、保健所として医療機関や健診機関等から抗体検査の実施について相談を受けた際の対応に苦慮しています。このため抗体検査について、個人の感染の診断の可否を含めて、抗体検査を一般医療機関で実施する際のガイドラインの策定をお願いしています。

今後のCOVID-19感染拡大に備えては、第1波の経験も踏まえて感染症対策に係る人材の確保、保健所支援の体制、感染対策に必要な医療資材等の確保等が重要です。

そこで、人員を確保するよう国として都道府県等に働き掛けること、またその費用の措置、保健所支援を行う専門チームの設置、感染対策に必要な検査キットや医療資材等の確保をお願いしています。

さらに、クラスター発生事例への対応に関する情報共有、熱中症等の健康被害を避けるためのマスクの適切な装着についての国民への啓発、今冬にインフルエンザと新型コロナウイルス感染が同時に流行した場合に備えたインフルエンザワクチン接種に関する国民へ

の啓発についてもお願いしています。

PCR対策関係の報道の在り方についても第1波の経験を生かすことが重要です。

検査体制等の拡充に関して都道府県等に対する事前調整や情報提供がないままに報道が先行し、混乱が生じていました。国の発表と地域の実情が異なるため、市民や関係機関に誤解や不信感を抱かれる場合があります。このため、報道への情報提供は検査体制（試薬、採取機関、業者による検査能力等）が整った後に行うことをお願いしています。

また、COVID-19に関し、患者や医療従事者等に対する差別、偏見および風評等が生じており、大きな社会問題となつています。患者に関する誹謗・中傷を防止、社会全体として支援する意識を醸成するために感染症に関する知識のさらなる普及啓発の推進に取り組んでいただくことをお願いしています。

保健所に対し、COVID-19に対応するためのさまざまな業務が求められるとされていますが、業務の一部が委託できるとされても、実際には地域資源が乏しく、委託した

くても委託できない地域もあります。国に対してはこれらの状況を十分に考慮して、国として現実的な実効性のある方針を示していただくようお願いしています。

2. 新型コロナウイルス感染症対策実施に係る保健所業務への配慮と支援

保健所は日頃から公衆衛生に関連した幅広い業務を行っています。COVID-19対策に注力するため、通常業務について全国の保健所から要望のあったものについて整理し、延期や代替措置、あるいは中止を国に対してお願いしています。

「保健所の体制強化のためのチェックリストについて」（令和2年4月4日付け事務連絡）は事務連絡として発出されていますが、この中には法に基づく許可期間が実質延伸されるようなものが含まれているため、「事務連絡」による運用ではなく、正式な通知文書として発出していただくことをお願いしています。

国から発出される各種事務連絡や通知等について、情報量が多過ぎたり、表現が難解だったり、理解に苦しむことがあり保健所の現

表 新型コロナウイルス感染対策実施に関する要望

<p>1. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の強化</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の強化について</p> <p>(2) 帰国者接触者相談センターの効率的かつ効果的運用について</p> <p>(3) 今後の新型コロナウイルス感染拡大に備えた準備について</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症に係る適切な報道への情報提供及びリスクコミュニケーションについて</p> <p>(5) インフルエンザワクチン接種に関する啓発について</p> <p>(6) 医学生及び臨床研修医に対する感染症教育の強化について</p> <p>(7) 地域の医療資源等の格差に配慮した施策について</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染対策実施に係る保健所業務への配慮と支援</p> <p><医事・薬事></p> <p>(1) 病院立入検査や精神病院への実施指導について</p> <p>(2) 医療法第27条に基づき行われる医療機関の使用前検査について</p> <p>(3) 看護師等の大臣免許の籍の訂正と免許証書換え申請に関する期間の緩和について</p> <p>(4) 医師、歯科医師及び薬剤師等の業務従事者届出について</p> <p>(5) 毒劇物取扱者・登録販売者試験の実施について</p> <p>(6) 地域医療構想及び医療計画の中間評価について</p> <p>(7) 各種統計調査等の実施について</p> <p><食品衛生></p> <p>(1) e-ラーニングによる食品衛生責任者の法定講習の受講について</p> <p>(2) 食品営業許可申請の更新について</p> <p>(3) 食品衛生法改正に基づく施行及び猶予期間について</p>	<p><母子保健></p> <p>(1) 乳幼児身体発育調査について</p> <p>(2) 健康的な生活習慣づくり重点化事業の縮小について</p> <p><予防接種></p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策に係る住民接種に係る実施計画の策定について</p> <p><地域保健全般></p> <p>(1) 看護学生等の保健所実習について</p> <p>(2) 緊急事態宣言時における市町村保健師の役割について</p> <p>(3) 保健所保健師の増員及び育成について</p> <p>(4) 地方衛生研究所職員の増員及び育成について</p> <p>(5) 特定健診等、保険者努力支援制度にかかる条件や報告の緩和について</p> <p>(6) 公衆衛生関係行政事務指導監査について</p> <p><保健所業務全般></p> <p>(1) 保健所の体制強化のためのチェックリストの扱いについて</p> <p>(2) 各種通知の発出方法について</p> <p>(3) 保健所業務におけるテレワークの活用について</p> <p>3. 関係機関等との迅速な情報共有と保健所事務の円滑な遂行のためのIT化の推進</p> <p>(1) IT等を用いた情報共有の推進について</p> <p>(2) 保健所業務のIT化の推進について</p>
--	---

場が混乱することがあります。そこで国の各種事務連絡や通知等についてはできる限り平易でかつ明快な表現としていただくことをお願いしています。

COVID-19に関連してテレワークの推進がさまざまな分野でなされていますが、全国の保健所業務におけるテレワークの活用事例や他業種の参考となる取り組み事例を紹介していただくことや保健所業務においてテレワークで許可される法定業務や独自業務の範囲についても示していただくことをお願いしています。

3. 関係機関等との迅速な情報共有と保健所事務の円滑な遂行のためのIT化の推進

COVID-19対策

については関係者間あるいは関係機関での情報共有や意見交換が重要ですが、さまざまな理由から、関係者が一堂に会しての会議の開催が難しい場合が多いと思われる。

この対策のために、厚労省と県、政令市衛生部局、保健所が連絡可能な「自治体で定めている情報セキュリティに抵触することがなく、全自治体が参加可能なウエブ会議システムを、総務省等関係省庁とも協議の上、早急に導入していただくことをお願いしています。

また保健所が、オンラインで医師会、市町村等と連絡を行うことができるよう、「自治体で定めている情報セキュリティに抵触することがなく、全自治体が参加可能な外部者との連携のためのウエブ会議システムを、総務省等関係省庁とも協議の上、早急に導入していただくことをお願いしています。

現在、保健所が実施することとされている各種調査等や申請・更新事務などは多くがオンライン化されています。今後も発生が予想される今般のCOVID-19のような大規模な健康危機管理事象

への対応に保健所が注力できるよう、ITを活用した保健所事務の効率化を図る必要があるため、保健所に関連した事務のオンライン化を積極的に進めていただくことをお願いしています。

おわりに

「令和2年7月豪雨」では九州地方を中心に大規模な被害が出るとともにCOVID-19に対する対応も併せて求められるなど、災害対応とCOVID-19対策の両立という難しい課題が生じています。

COVID-19については大都市圏を中心に感染者数が増加しており、地方への拡大の兆しがあります。国はCOVID-19対策に関して次々に政策を打ち出しており、本誌の内容がかなり古くなっている可能性もあります。

これからも全国保健所長会として保健所が直面している課題について国と情報共有を図りながら、必要な要望を行っていく必要があります。

関係の皆さまには今後ともご指導をよろしくお願いいたします。